

# Q&A



**Q** 年金からの特別徴収は、希望によるものなのですか？

**A** 希望による選択は、できません。介護保険料と同じく、年金からの特別徴収の対象となる場合は、自動的に開始されます。



**Q** 今まで、給料から差し引かれていましたが、これからはどうなるのでしょうか？

**A** 年金所得分……年金からの特別徴収（天引き）  
年金所得以外…普通徴収または、給料からの特別徴収（差し引き）



**Q** 年の途中で、特別徴収が中止になる場合は、どんなときですか？  
また、中止になってしまった場合はどうなるのでしょうか？

**A** 年金の未払い分が判明し、年金額が増額になる場合や、介護保険の特別徴収が中止される場合が考えられます。  
特別徴収が中止になった場合は、未徴収額が普通徴収に切り替えになります。  
また、2月に特別徴収されない場合は、4月からの仮徴収分も年金から差し引きされなくなってしまうので、ご注意ください。



口座振替をご利用いただくと、年金からの特別徴収が中止になり、普通徴収に切り替わった場合であっても、支払い忘れがなくなりますので、便利です。



**Q** 仮徴収分の特別徴収が中止になってしまった場合、いつから特別徴収が開始されるのでしょうか？

**A** 前年度中に年金からの特別徴収が中止され、普通徴収に切り替えになった場合は、おおむね10月の年金から、特別徴収が再開されます。



**Q** 特別徴収が中止になってしまった場合、いつの分から特別徴収が中止されるのでしょうか？

**A** 原則的に、中止となった原因が発生した日から、2カ月以上後になります。  
たとえば、8月に税額が変更になった場合、10月分は中止が間に合わず、12月分から中止となります。

## 電子申告、申請が可能になりました

芳賀町では、eLTAXを利用した町税の電子申告・電子申請が可能になりました。

利用可能な税目は、以下のとおりです。

- 個人町民税（特別徴収の開始届、特別徴収の変更届、給与支払報告書の提出）
- 法人町民税（申告書の提出、法人の設立・設置届、法人の変更届）
- 固定資産税（償却資産の申告）

※詳細は、(社) 地方税電子化協議会ホームページまで (<http://www.eltax.jp/>)

また、芳賀町のホームページからも確認することもできます。

<http://www.town.haga.tochigi.jp/townoffice/zeimu/kurashi/tyoumin/jyuminn/eLTAX.html>



# 10月から 公的年金からの住民税の特別徴収

■ 税務課町民税係 ☎028 (677) 6035

## 年金からの特別徴収

### ○対象となる人

納税義務者のうち前年中に公的年金などの支払いを受け、その年の4月1日に老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の人

ただし、次の場合は対象者から除かれます。

- 1 介護保険の特別徴収対象被保険者でない場合
- 2 介護保険などを含めて特別徴収する金額が年金支給額を上回る場合

### ○対象となる金額

公的年金などにかかる所得に対する所得割額および均等割額  
※給与所得などにかかる分は、別の方法で徴収されます。

### ○中止される場合

公的年金などにかかる特別徴収は、次の要件に該当することになった場合には中止されます。

- 1 税額の変更があった場合（増額・減額とも）
- 2 芳賀町外へ転出した場合
- 3 死亡した場合
- 4 介護保険料が特別徴収でなくなった場合
- 5 特別徴収の対象となっている老齢基礎年金などが支給停止となった場合

## 《平成21年度の課税の例》

納付時期と納付額（平成21年度の年税額が6万円の場合）

徴収方法	普通徴収（個人で納付）		特別徴収（年金から天引き）		
	納付時期	納付額と その割合	納付時期	納付額と その割合	納付時期
	H21年6月	15,000円 (全体の1/4)	H21年10月	10,000円 (全体の1/6)	H22年2月
	H21年8月	15,000円 (全体の1/4)	H21年12月	10,000円 (全体の1/6)	H22年2月
			H22年2月	10,000円 (全体の1/6)	

課税された住民税のうち、公的年金にかかる分の半分を普通徴収で、（6月・8月の2回）で納付し、残りの半分は、10月からの特別徴収により3回で納付することになります。

## ※仮徴収

住民税の特別徴収にも介護保険料と同じく、仮徴収の制度があります。翌年の4月から8月までの間は、引き続き2月分の特別徴収額と同額を特別徴収します。表の例で説明すると、2月分と同額の10,000円を4月・6月・8月の老齢基礎年金などから特別徴収し、残りの税額を10月・12月・翌年2月で納付します。

## 仮徴収される場合の例 平成22年も年税額6万円の場合

仮徴収期間			本徴収期間（6万円－3万円＝3万円）		
納付時期	納付額	納付額と その割合	納付時期	納付額	納付額と その割合
H22年4月	10,000円	(3万円の1/3)	H22年10月	10,000円	(3万円の1/3)
H22年6月	10,000円	(3万円の1/3)	H22年12月	10,000円	(3万円の1/3)
H22年8月	10,000円	(3万円の1/3)	H23年2月	10,000円	(3万円の1/3)
(H22年2月分で特別徴収された額と同額)			(3万円の1/3)		